

高槻市農業委員会
「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和6年4月
高槻市農業委員会

高槻市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

令和 6 年 4 月 1 7 日
高 槻 市 農 業 委 員 会

第 1 基本的な考え方

高槻市は平地と中山間が混在しており、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっているため、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、担い手の高齢化や、相続等で新たに農地所有者となっても耕作が難しい状況であり、遊休農地の増加が懸念されている。そのため、市、JAたかつきや地元実行組合の協力のもと設置されている遊休農地対策本部、及び地区遊休農地対策協議会との連携や、市の農業基盤保全事業（遊休農地対策事業）の活用により、遊休農地の解消、未然防止に取り組んでいくとともに、市が作成する「地域計画」の作成においても積極的に関係機関と連携し、さらなる農地の集積・集約化を推進していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、高槻市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積【ha】 (A)	遊休農地面積【ha】 (B)	遊休農地の割合【%】 (B/A)
現 状 (令和 6 年 3 月)	5 9 7	9 . 0	1 . 5 0
目 標 (令和 8 年 3 月)	5 9 7	5 . 5	0 . 9 2

※ 1 農地面積は、「高槻市農業委員会事業計画」の管内の農地面積を記入

2 目標設定にあたっては、「高槻市農業委員会事業計画」内の「最適化活動の目標の設定等」の数値を参考に記入

（2）遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 遊休農地対策本部や地区遊休農地対策協議会を中心として、関係機関との連携を強め、遊休農地の発生・未然防止及び解消に取り組む。

② 農地の利用状況調査と利用意向調査等を確実に実施する。

農業委員及び推進委員並びに地元実行組合の相互協力により農地法第 30 条第 1 項の規定による利用状況調査を行う。また、同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査を実施し、所有者の意向を正確に把握するとともに、遊休農地の未然防止のため、地元実行組合の協力のもと将来的に遊休農地になる可能性のある農地所有者への対応を行う。

なお、これまでの農地パトロールは従来どおり行い、違反転用等の発生防止等の現場活動については、利用状況調査等の時期に関わらず、随時実施して違反転用の早期発見・早期是正を図る。

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積【ha】 (A)	集積面積【ha】 (B)	集積率【%】 (B/A)
現 状 (令和6年3月)	597	9.03	1.51
目 標 (令和8年3月)	597	9.43	1.57

- ※ 1 農地面積は、「高槻市農業委員会事業計画」の管内の農地面積を記入
2 農地の集積面積は、高槻市農業委員会事業計画内の「最適化活動の目標の設定等」の数値を記入
3 目標数値の設定にあたっては、「高槻市農林業基本計画」における指標を参考に設定

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画に基づいて行われる利用権の設定等を支援する。
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく市が実施する「地域計画」の作成にあたっては、関係機関並びに地域の農業者とさらなる連携を図っていく。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数【経営体】
現 状 (令和4年4月 ～令和6年3月)	9
目 標 (令和6年4月 ～令和8年3月)	6

※ 目標設定にあたっては、「高槻市農林業基本計画」における指標を参考に設定

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 農業経営基盤強化促進法に基づく「目標地図」の素案を作成するため実施した、農業者に対する農地の利用意向調査結果を活用し、農地の利用調整に努める。
- ② 新規参入希望者に対しては事業計画等を精査した上、市及び関係機関、並びに地元実行組合と協力した必要な支援を行う。

(3) 新規就農の促進の評価方法

新規就農の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。単年度の評価については「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 その他

この指針は、原則として、農業委員会の委員の改選ごとに見直しを行う。ただし、年度途中であっても社会情勢の変化等により見直しが必要な場合は、随時、見直しを行うことができるものとする。